

名護屋城大茶会イベント企画運営・情報発信業務委託公募型プロポーザル説明書

1 目的

佐賀県唐津市鎮西町・呼子町、東松浦郡玄海町に残る名護屋城跡・陣跡は、420 年前に豊臣秀吉が大陸へ侵攻した「文禄・慶長の役」の出兵拠点として築かれた城郭の遺跡群である。豊臣秀吉が1年あまり滞在した「名護屋城跡」を中心に、周辺には全国から集まった大名・武将の陣屋跡が約 150 ヶ所確認されているほか、当時の街道の名残りや古い地名・町筋も残るなど、歴史資産豊かな場所である。

本県では、令和2年度から「はじまりの名護屋城。」をコンセプトとして、能や茶道、陶磁器など伝統文化発展の“はじまりの場所”となった名護屋城の意義を広く発信するとともに、文化観光による地域活性化を図る取組を推進している。

本業務では、名護屋城を中心に、特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」及び名護屋城博物館を文化観光の拠点として磨き上げ、唐津エリアにおける地域振興の好循環創出を目的に、400 年前に名護屋城や陣屋で武将たちによる茶会が盛んに行われた史実に基づいた名護屋城大茶会イベントを実施する。併せて、このイベントを活用した情報発信を積極的に行い、名護屋城跡・陣跡の認知度向上を図る。

実施にあたり、より効果的な事業展開を図るため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により、業務委託事業者を募集して、企画力、実施体制、運営能力等を総合的に評価し、最も優れた応募者を契約候補者として選定する。

2 公募の概要

(1) 業務名

名護屋城大茶会イベント企画運営・情報発信業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）1月30日（金曜日）まで

(3) 履行場所

主として名護屋城跡及び名護屋城博物館、その周辺エリア、唐津城

(4) 契約上限額

47,733 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール及び提出資料

(1) 佐賀県ホームページでの公募開始

ア 公 示 日 令和7年（2025年）3月21日（金曜日）

イ 公示内容

- ・ 公示
- ・ 説明書
- ・ 仕様書

- ・ 個人情報取扱特記事項
- ・ 審査基準
- ・ 各種様式

(2) 説明会参加申込書

- ア 提出資料 説明会参加申込書 1部 (別紙様式 1)
- イ 提出期限 令和7年(2025年)3月28日(金曜日) 17時まで(必着)
- ウ 提出場所 佐賀県文化・観光局 文化課 施設・歴史資産担当
(佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館11階)
- エ 提出方法 持参、郵送又はメール(culture_art@pref.saga.lg.jp)
※メールの場合は、メール送付後、提出した旨連絡すること。

(3) 説明会

- ア 日時 令和7年(2025年)3月31日(月曜日) 10時から
- イ 場所 旧佐賀県自治会館4号会議室
(佐賀市城内一丁目5-14)
- ウ 注意事項 説明会への参加を本プロポーザルへの参加要件とする。
なお、説明会はオンラインでの参加も可とする。
(オンラインでの参加希望者には、URL等を別途連絡する)

(4) 質問書

仕様書等に対する質問がある場合は、受付期間内に、様式に記入の上、電子メール又はファックスにより提出すること。

- ア 提出物 仕様書等に対する質問書(別紙様式5)
- イ 受付期間 公募開始後から令和7年(2025年)4月8日(火曜日) 12時まで
- ウ 質問方法 メール(culture_art@pref.saga.lg.jp)もしくはファックス
※送付後に電話等で連絡すること。
- エ 回答方法 メール、佐賀県ホームページへの掲載

(5) 参加資格確認申込書

参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申込書に添付しなければならない。

- ア 提出資料 (ア)参加資格確認申込書 1部
{

 単独提案：別紙様式 2-1
 共同提案：別紙様式 2-2、別紙様式 2-3

}
- (イ)実績書 1部 (別紙様式 3)

- (ウ)会社概要 1 部 (パンフレットで可)
- (エ)誓約書 (別紙様式 4) 1 部
- (オ)共同提案の場合は、共同事業体協定書の写し 1 部
- イ 提出期限 令和 7 年 (2025 年) 4 月 8 日 (火曜日) 12 時まで (必着)
- ウ 提出場所 佐賀県文化・観光局 文化課 施設・歴史資産担当
(佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 11 階)
- エ 提出方法 持参又は郵送・宅配便等による送付
(郵送の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること)

(6) 参加資格確認結果、プレゼンテーション審査会開催通知

- ア 通知日 令和 7 年 (2025 年) 4 月 10 日 (木曜日)
- イ 通知方法 メール

(7) 提案書

ア 提出書類

- (ア) 表紙 (別紙様式 6)・・・ 正本 1 部 副本 6 部
- (イ) 提案書 (任意様式)・・・ 7 部

なお、提案書には以下 a～e の内容を含むこと

- a イベントの構成・内容
- b 広報計画 (ポスター・チラシデザイン案を含めて記載)
- c 運営計画 (スタッフの配置・駐車場の手配案を含めて記載)
- d 業務実施体制
(業務実施体制図、進捗管理の責任者等を含めて詳細に記載)
- e 業務実施スケジュール (作業工程を記載)

- (ウ) 見積書 (任意様式)・・・ 7 部

- イ 提出期限 令和 7 年 (2025 年) 4 月 18 日 (金曜日) 17 時まで (必着)

ウ 作成にあたっての注意事項

- (ア) 提出書類は A 4 版 (ホチキス留め。図表等については、A 3 版の折込みも可)とし、文字サイズはおおむね 10 ポイント以上とすること。
- (イ) 業務の実施方針及び手法、内容とともに、業務実施スケジュール案及び業務実施体制について記載すること。
- (ウ) 業務の実施内容に関しては、別紙「仕様書」において業務内容に掲げる項目毎に分かりやすく記載すること。
- (エ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。
- (オ) 「佐賀県文化・観光局文化課長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。

- エ 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
 - オ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
 - カ 提出は持参又は郵送による。
 - キ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。
- 注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(8) プレゼンテーション審査会

参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり40分程度（説明20分、質疑20分程度）を予定している。

- ア 日時 令和7年（2025年）4月22日（火曜日）
- イ 場所 旧佐賀県自治会館4号会議室
（佐賀市城内一丁目5-14）
- ウ 備考 プロジェクター及びスクリーンは県で用意するので、使用を希望する場合は、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。
※詳細な時間・場所については改めて通知する。

(9) 審査結果通知

- ア 通知日 令和7年（2025年）4月23日（水曜日）
- イ 通知方法 郵送

4 契約締結

- (1) 審査会により選定された最優秀者と発注者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合は、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることができる。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (4) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (5) 最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。
- (6) 契約締結の時期 令和7年（2025年）5月（予定）

5 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いにおいては、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。

6 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、発注者の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

7 留意点

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

8 問合せ先

佐賀県文化・観光局 文化課 施設・歴史資産担当
渡邊、大塚、安永
(佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館11階)
E-mail : culture_art@pref.saga.lg.jp
TEL : 0952-25-7236 FAX : 0952-25-7179